

平成21年度「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除制度」のご案内

信州大学では、文部科学省の支援を得て、平成21年度「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除制度」を実施します。

この制度は、平成21年度の時点で本学に在籍している社会人等学生、および、平成21年度に本学に入学される社会人等学生に対して、既存の授業料免除制度とは別に授業料免除の特典を付与し、社会人等学生の就学機会確保を図るものです。

下記の事項をよくお読みのうえ、該当者は必要書類を添えて申請してください。

1. 趣 旨

平成21年度「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除制度」は、「再チャレンジを可能とする柔軟で多様な社会の仕組みの構築（人生の複線化）（学び方の複線化）」の一環として設けるものです。

具体的には、本学の学部ならびに大学院（修士課程、博士課程）に在籍している社会人等学生、これから本学の学部ならびに大学院（修士課程、博士課程）に入学される社会人等学生で、次の6つの「再チャレンジ支援プログラム」のいずれかを履修する学生に、審査のうえ、授業料減免（全額免除、半額免除）の支援を行うものです。

プログラム1：オフキャンパス・夜間開講の「大学院高度ものづくり専門職コース」による社会人学び直し支援プログラム

このプログラムでは、ものづくりに携わったことのある社会人技術者のキャリアアップや再就職等を支援することを目的としています。信州大学のキャンパスが無く、企業集積度の高い3地域（諏訪、塩尻、飯田）において、先端的かつ実践的な教育を提供する次の3つの大学院高度ものづくり専門職コース（修士課程）を夜間開講し、そこに学ぶ工学系研究科（機械システム工学、情報工学、電気電子工学）専攻の社会人等学生が対象です。

- ①超微細加工技術者育成コース（諏訪圏域）
- ②高度組込み技術者育成コース（塩尻市）
- ③精密機器制御・高効率生産システム技術者育成コース（飯田市）

プログラム2：社会人の再チャレンジ教育の質保証プログラム

このプログラムでは、IT大学院で再チャレンジを目指す300人以上におよぶ社会人をe-learningで5年以上教育してきた経験をもとに、再チャレンジを目指す社会人等学生に対し、総合的な学生サポートを行うことで、高い技術力をもって卒業・修了に至る学生の割合を高くする再チャレンジ教育の質の保証を行うものです。

対象となる社会人等学生は、主として工学系研究科（情報工学専攻のIT大学院）です。

なお、その他に人文学部、教育学部、経済学部、理学部、医学部、工学部、農学部、人文科学研究科、教育学研究科、工学系研究科（社会開発工学専攻、物質工学専攻、環境機能工学専攻）、農学研究科、総合工学系研究科（生命機能・ファイバー工学専攻を除く）、法曹法務研究科）も対象となります。

プログラム3：社会人大学院卒業生ネットワークと地域企業・団体との連携型再チャレンジ支援教育プログラム

このプログラムでは、経済・社会政策科学研究科の、経済・社会政策科学専攻及びイノベーション・マネジメント専攻の社会人等学生を対象としています。両専攻において、再チャレンジ層のニーズに応えるための施策を推進するものです。

プログラム4：医療人の「学び直し」支援プログラム

このプログラムでは、医学系研究科において、地域医療にねざした医科学研究を遂行し、アウトプットとして地域医療のコアとなる人材を育て、社会貢献を図るものです。医学系研究科（修士課程・博士課程）の社会人等学生を対象とします。

プログラム5：理数系中学校・高等学校教員を目指す再チャレンジ支援プログラム

このプログラムでは、理数系教員を目指す社会人・就職浪人・リタイアした団塊の世代及び現職教員が大学院において最先端の研究成果を学び直すためのカリキュラム整備及び経済的支援を目的とするものです。工学系研究科（修士課程）（数理・自然情報科学、物理基礎科学、地球生物圏科学）専攻の社会人等学生を対象とします。

プログラム6：活躍できる場を拡大するための社会人学び直し支援プログラム

このプログラムでは、社会人技術者の「学び直し」を推進することを目的とし、自己のスキルアップを目指す社会人および再チャレンジを図りたいと考える社会人を対象として、学び直しのための機会提供を含む総合的支援を行うものです。総合工学系研究科（生命機能・ファイバー工学専攻）、工学系研究科（上田キャンパス内の7専攻（応用生物学、繊維システム工学、素材開発化学、機能機械学、精密素材工学、機能分子学、感性工学）、繊維学部全課程、繊維学部全学科）の社会人等学生を対象とします。

2. 授業料免除対象の学生

- (1) 平成21年度の時点で本学に在籍している社会人等学生、ならびに、平成21年度に本学に入学される社会人等学生で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。
- (2) 「再チャレンジ支援プログラム」による授業料免除の取扱いにおいて、「社会人等学生」とは、次の項目のいずれかに該当する学生とします。
 - ① 「社会人特別選抜」により入学した学生
 - ② 現に職を有している学生
 - ③ 2年以上の就業経験（家事、育児、介護を含む）を有する学生
 - ④ 看護師、保健師等の免許を有し、現在休職中であるが、いずれ職場復帰を希望している学生
 - ⑤ 学部学生のうち、入学時に30歳に達している学生
 - ⑥ 大学院学生のうち、入学時に35歳に達している学生
- (3) 「再チャレンジ支援プログラム」による社会人等学生の授業料免除の取扱い（平成21年取扱い）については、既存の授業料免除等の取扱いに関する規程、選考基準、選考基準の運用によりますが、家計基準について、「本人の属する世帯の1年間の総所得金額」については、次に掲げる事項を適用します。

- 一 独立生計者とみなし、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の家計状況とする。
- 二 会社等を退職した場合で収入が見込めないことが明らかな場合は、入学時の家計状況とする。
- 三 就学のため借家で生活する場合は、通学区分を自宅外とする。
- 四 特別控除として、次に掲げる事項を適用する。
 - （一）プログラムを立ち上げ採択された研究科又は学部所属の社会人等学生については、120万円を控除する。
 - （二）前号に該当する研究科又は学部以外の研究科又は学部に所属する社会人等学生については、50万円を控除する。

3. 申請書の配付・提出期間

申請手続きは、半期（前期・後期）ごとに行いますので、各期の掲示等に十分注意して、定められた期間内に手続きをしてください。

① 申請者が在学生の場~~合~~

申請書	前期分	後期分
配付期間	21年度は終了しました。	平成21年7月31日（金） ～8月31日（月） （17時必着・厳守）
提出期間	21年度は終了しました。	平成21年9月24日（木） ～10月2日（金） （17時必着・厳守）

《土・日・（配付期間の8月12日～14日）は除きます。》

② 申請者が大学院の~~新~~入生（21年10月入学）の場合

申請書	前期分	後期分
配付期間	21年度は終了しました。	平成21年7月31日（金） ～9月18日（金） （17時必着・厳守）
提出期間	21年度は終了しました。	平成21年9月24日（木） ～10月2日（金） （17時必着・厳守）

《土・日・（配付期間の8月12日～14日）は除きます。》

（注）提出していただく書類は、申請者の住民票・所得証明・同一世帯の収入に関する証明書類等が必要になりますので、必要書類を整える時間を考慮して取り寄せてください。

- 窓口又は郵送による申請書の配付と提出は、どちらも最終日の17時必着・厳守です。
- 提出期限を過ぎた場合は、申請書は受理できませんので注意してください。
- 申請をしても必ず授業料が減免になるとは限りません。

4. 申請書類の請求方法等

(1) 申請書を窓口で直接取りに来られる場合

申請書配付期間中に、本人が所属する下記の申請書の配付及び提出先で申請書を受け取り、申請書に必要事項を記入のうえ、証明書類を添えて指定された提出日までに、申請書の配付を受けた窓口にて、本人が直接持参してください。

※申請書の配付及び提出先（窓口で直接取りに来られる場合）

配付及び提出先	対象学部・大学院	住所	電話
学生総合支援センター・免除担当（松本キャンパス）	全学部の1年次生、 「人文学部・経済学部・理学部・医学部」の2年次生以上、 大学院生	〒390-8621 松本市旭 3-1-1	(0263) 37-2199
経営大学院事務室（長野（工学）キャンパス）	経営大学院 経済・社会政策科学研究科 （イノベーション・マネジメント専攻）	〒380-8553 長野市若里 4-17-1	(026) 269-5696
教育学部学務グループ（長野（教育）キャンパス）	教育学部2年次生以上、 大学院生	〒380-8544 長野市西長野 6の口	(026) 238-4052
工学部学務グループ（長野（工学）キャンパス）	工学部2年次生以上、 大学院生	〒380-8553 長野市若里 4-17-1	(026) 269-5051
農学部学務グループ（南箕輪キャンパス）	農学部2年次生以上、 大学院生	〒399-4598 上伊那郡 南箕輪村 8304	(0265) 77-1321
繊維学部学務係（上田キャンパス）	繊維学部2年次生以上、 大学院生	〒386-8567 上田市常田 3-15-1	(0268) 21-5322

(2) 郵送により申請書を取り寄せる場合

松本キャンパス以外の学生も、申請書は、必ず学生総合支援センターに請求してください。

請求する封筒の表に、「再チャレンジ支援プログラム・授業料免除申請書請求」と朱書きし、更に次の①と②を同封してください。折り返し申請書類をお送りいたします。

① 任意の用紙（メモ用紙等）に、所属（入学）学部・研究科、学籍（受験）番号、氏名、電話番号、「再チャレンジ支援プログラム・授業料免除申請書希望」と記入してください。

② 返信用封筒『角型2号（33cm×24cm）』に住所・氏名・郵便番号を記入し、200円切手を貼付してください。速達を希望する場合は合計で470円の切手を貼付してください。

届いた申請書に必要な事項を記入のうえ、証明書類を添えて提出期限内に、学生総合支援センターに本人が持参するか、又は郵送（書留等送付した記録が残る配送手段）で提出してください。

※ 郵送により申請書を取り寄せる場合は、

〒390-8621 松本市旭3-1-1 信州大学 学生総合支援センター・免除担当
にお願いいたします。

5. 授業料免除に関する注意事項

(1) 「再チャレンジ支援プログラム」プログラム1からプログラム6の対象になる社会人等学生が授業料免除を申請する場合は、「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除」に申請してください。既存の授業料免除との併用申請はできません。

※但しプログラム2については、工学系研究科情報工学専攻のIT大学院の社会人等学生のみが対象となります。

(2) 後期分授業料は、10月26日（月）に届出預金口座から自動振替させていただくことになっていますが、この「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除制度」に申請される社会人等学生は、提出期間中に申請書を提出した時点で、大学が授業料の預金口座からの自動振替を停止します。また、授業料は申請の結果が判明するまでの期間は、自動的に納入が猶予されますので、その間は納入する必要はありません。

申請結果の判明前に授業料を納入した場合は、申請を取り下げたものとみなしますので、十分注意してください。

一旦お支払いいただいた授業料はお返しできませんのでご注意ください。

(3) 申請結果が判明するまでの間に休学・退学する社会人等学生は、審査の対象から除外されます。また、休学・退学を許可された日によって支払う授業料を算定することになりますので、所属学部・研究科の学務係等にご相談ください。

6. 授業料免除の判定結果の通知

平成21年度「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除制度」の判定結果の通知は、後期分については21年12月中旬に、申請者が申請時に提出した封筒の宛先に郵送でお知らせいたします。

7. 問い合わせ先

平成21年度「再チャレンジ支援プログラムによる授業料免除制度」に関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

信州大学 学生総合支援センター・免除担当

電話 : 0263-37-2199

ファックス : 0263-37-3313

(H21.7 ホームページ)